**平成２２年（フ）第１２７号**
神奈川県厚木市上荻野6263番地、破産手続開始決定時の住所神奈川県厚木市まつかげ台16番16号
破産者　森屋　一郎
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第３３８号**
甲府市後屋町92番地４コンフォート渡辺201、申立時の住所山梨県中巨摩郡昭和町河東中島255番地
破産者　深沢　秋男
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第３００号**
愛知県豊田市日之出町２丁目16番地１　レオパレスエストーディオ２―402、住民票上の住所愛知県豊田市聖心町１丁目７番地３　アリビオ聖心
破産者　梶藤　浩彰
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第４１６号**
愛知県碧南市篭田町４丁目77番地１
破産者　篠田とき子
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第８０８号**
愛知県豊田市大林町９丁目99番地　アリビオ大林Ｃ―1224、住民票上の住所愛知県豊川市花井町５番地12
破産者　森田健太郎
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第８２１号**
愛知県岡崎市東大友町字松花50番地　第３大友ハイツ304、旧住所愛知県岡崎市北野町字大訳43番地１
破産者　薄倉　章代
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第３６９号**
愛知県豊橋市野田町字野田54番地の12
破産者　鈴木　勝則
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第４０号**
和歌山県日高郡美浜町大字和田937番地の２
破産者　前田　政明
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

**平成２２年（フ）第５２６号**
愛媛県松山市吉藤４丁目１―15
破産者　大谷　松高
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

**平成２２年（フ）第６６５号**
愛媛県東温市田窪1377番地１
破産者　東　　順江
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

**平成２３年（フ）第１３号**
愛媛県四国中央市豊岡町豊田83番地、旧住所愛媛県四国中央市中之庄町120番地１
破産者　鈴木　将史
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

**平成２２年（フ）第１１０７号**
熊本市城南町舞原317番地13
破産者　松永今朝勝
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２３年（フ）第３号**
大分県日田市大字夜明28番地２
破産者　藤田エイ子
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

**平成２３年（フ）第２１号**
宮崎県東諸県郡綾町大字南俣3793番地２
破産者　藤村　吉美
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２２年（フ）第２８５８号**
札幌市豊平区月寒東１条10丁目４番４―202号
破産者　佐藤　広志
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２２０号**
宮城県遠田郡涌谷町字桜町裏232番地　高橋住宅１号、開始決定時の住所宮城県遠田郡涌谷町涌谷字浦町前西39番地１
破産者　安部　正昭
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２２年（フ）第１３４号**
静岡県富士市大野新田737番地の１
破産者　駿河スズキ販売こと　中村　博美
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

**平成２２年（フ）第９５７号**
愛知県春日井市神屋町2298番地73
破産者　寺浦登美子
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部